

懺悔と祈り

島 義 徳

(高田短期大学)

仏教における「懺悔」という語の意味は「罪を悔い告日して許しを乞うこと」、あるいは「犯した罪や悪業を告白すること」であるといわれる。⁽¹⁾しかし、原始仏教、部派仏教、大乘仏教のそれぞれに語られている「懺悔」は同じではなく、そこに思想的展開が見られる。これについて若干の検討を試みたい。

まず、原始仏教における用例を見るに、「サンユッタ・ニカーヤ」に次のような話が出ている。⁽²⁾それは釈尊が祇園精舎にとどまっておられた時、二人の比丘の間に争いが生じた。そこで、そのうち一方の比丘が他方の比丘にたいし自らの犯した罪を告白し謝罪したが、他方の比丘はこの懺悔を受けつかなかった。その場にいあわせた比丘達が、導師のもとにおもむき、事件のあらましを申しあげた。導師はこれについて、「罪を罪として見ない人と、規定のとおりに罪を告白する人の謝罪を受けつけない人と、この二人はともに愚者である。罪を罪として見る人と、規定のとおりに罪を告白する人の謝罪を受けられる人と、この二人は賢者である。」と答えられたという。ここには罪を罪として告白し謝罪するという意味で「懺悔」が語られている。人は罪を犯したと気づいたならば、懺悔をすることと、懺悔をする人を恕す^{ゆる}ということがなされなければならない。原始仏教では比丘は自分の犯した罪を釈尊または長老比丘

に告白して裁きを受けることになっていたといわれる⁽³⁾。

また、律蔵の『鼻奈耶』巻八によると、アグニダッタ婆羅門が釈尊と比丘達を雨安居に請待したにもかかわらず、これを忘れて九十日のあいだまったく供養をしなかった。安居が終って阿難が出発の挨拶に行った時、アグニダッタは自分が釈尊を請待しておきながら、それを忘れていたことを思い出して後悔し、阿難に「瞿曇沙門を留めて懺悔を得べきや否や」と問うたが、阿難が「留まることを得ず」といったので、彼は懊悩のために失心して地に倒れたという。しかし彼は後に世尊所に詣り悔過したという話である。ここでは懺悔と悔過とが同じ意味で用いられている。律蔵にはこのように謝罪の意味や、自己の過失や悪行を後悔する意味で懺悔の語を用いる例がなお見られるが、律蔵としては戒律を破った罪を懺悔する例が多い⁽⁴⁾。

インドでは古来、出家修行者にたいする布施という行為が大きな功德を生むものと信ぜられていた。仏教においても在家信者には、布施、善行を行ずることによる生天が説かれた。したがって釈尊が園林や精舎の寄進をうけられたのも、一つには在家信者に功德をつませるための宗教的行為であることが意識されていたといわれる。布施という行為が功德をつませることができるということには、布施の対象となる比丘の行為の清浄性に大きくかかわっている。すなわち、仏教教団への入団許可の儀礼、得度式（具足戒）は、いわば俗なる世界から聖なる世界にうつる入門式であり、これによって比丘は聖性を帯びるものとなるというのである。比丘の行為の清浄性・聖性が、布施の行為の対象となり功德をつませることができる根拠になっている。したがって、比丘の清浄性・聖性は、比丘の生活が実際にいかに正しく行われているかにかかっている。そのために、比丘の行為の清浄であることを定期的に確認するものと

して、自恣とか布薩という儀礼があるのだと考えられている。

自恣とは雨安居の終了日に三か月のあいだ共に住んだ仲間どうして、たがいに律の教えを守り、それを破ることはなかったか否か、反省し、懺悔しあうものである。しかし、後に僧院定住が確立すると、比丘は常に共住しているであり、雨安居のときのみではなく日常のこととしてこの種の反省がなされるようになったのが布薩である。

比丘の布薩とは毎月二回、満月の日と新月の日とにサンガの比丘全員が一堂に集まり、波羅提木叉という比丘の守るべき戒律の条項が読みあげられる。大きな罪を犯したものは別個に処分が定められているし、その比丘はここに出てきていない。比較的軽微の犯戒がここでは告白懺悔されるのである。この儀礼が比丘の聖性、ひいてはサンガの清浄性を一貫して保たせてきた機能は大きいといわれる。

サンガに入った比丘・比丘尼が守るべき規則を集めたものを「波羅提木叉」(Pāṭimokkha; Pāṭimokṣasūtra)と呼び、漢訳の「波羅提木叉」はその音訳であり、意識して「別解脱」とも訳され、さらに「戒経」「戒本」の訳もある。戒経には「比丘戒経」と「比丘尼戒経」とがある。比丘僧伽の秩序維持に適用されたものが比丘戒経であり、比丘尼僧伽で用いられたものが比丘尼戒経である。現在では前者は二百五十条前後、後者は三百四十条前後の条文より成り立っている。比丘戒と比丘尼戒とは相互に共通な条文があり、これを「共戒ぐうかい」という。共戒は約二百条であり、残りはそれぞれ比丘・比丘尼の戒である。これを「不共戒ふぐうかい」という。

現在私達が利用することのできる資料としては、種々なる部派が伝持した、戒経十余種がある。セイロン上座部の「パーリ律戒経」、大衆部の「摩訶僧祇律戒本」、化地部の「五分律戒本」、法蔵部の「四分律戒本」、説一切有部系の

「鼻奈耶」「十誦律」などである。これら諸律の条数に違いが見られるが、波羅夷・僧残・捨墮、波逸提等、重要なものの条文には諸律に合致があり、これらが原始仏教時代から確定していたと考えられている。

比丘の波羅提木叉は八節あり、「四分律」では二百五十条（パーリー律では二百二十七条）よりなっている。

(一) 波羅夷法 四条

(二) 僧残法 十三条

(三) 不定法 二条

(四) 捨墮法 三十条

(五) 波逸提法 九十条（パーリー律では九十二条）

(六) 波羅提提舍尼 四条

(七) 衆学法 百条（パーリー律では七十五条）

(八) 減諍法 七条

第一の「波羅夷法」は「不可悔法」といって懺悔の許されない罪であり、これを犯せば僧伽から追放される重罪である。一度、波羅夷法を犯した者は望んでも再び僧伽に復帰することは認められない。「波羅夷」はパーラジカ（*parajika*）を音訳した言葉で、不共住、共に生活をしたくないという意味である。波羅夷法は姪、盗、断人命、大妄語の四条である。「姪」については、人間の異性のみならず、畜生との交接をも波羅夷と断ずる。「盗」は、国法で死刑あるいは捕縛、あるいは追放に相当する盗を犯したときに波羅夷となる。「殺」のなかでは、とくに人間（胎児を含む）を殺した場合が波羅夷となる。「妄語」のなかでは、悟りを得ない比丘が、いつわって悟りを得たと称し（妄説

得上人法)、信者の布施を受ける場合を波羅夷とする。条文の表現については諸資料間に若干の差異があるが、とくに条文の数と、その順序については諸資料間の差異はない。したがって、四条であることと、その順序が姪、盗、殺、妄の順序であることが、部派分裂以前の原始仏教の戒経における波羅夷法の形であったことが認められている。

第二の僧残法はこれを犯した比丘に僧伽の決議によって罪を与える点に特徴がある。故出精戒・摩触女人戒・与人麁惡語戒など十三条よりなる。これを犯すと現前僧伽の面前で懺悔を課せられる。そして七日間の謹慎を行ない、その後で僧伽は出罪羯磨(しゅつざいこんま)を行ない、罪は解除される。僧残は波羅夷につぐ重罪であるが、僧伽に残る罪ということで僧残という。破僧という罪は五逆罪の一つで非常に重い罪であるが、僧残法の中に入っており、僧伽から追放されることはなく、懺悔をすれば許される。

第三の不定法とは「定まらない罪」の場合である。屏处不定戒と露处不定戒の二条ある。これは女性に関する問題である。暗い部屋、閉めきった部屋の中に女性と二人でいたような場合には、何もしていなくても波逸提罪となる。しかしその際、女性と性交をしていたら波羅夷罪になる。比丘は理由のいかんにかかわらず単独で女性と一諸にいてはいけないという規則がある。そのために女性と一緒にいる場合を見つけれたとすると、その時の状況に応じて罪が決まるので不定という。調べてから決まるので不定法という。

第四の捨墮法(にそつぎ ばいじだいい)（尼薩耆波逸提）三十条は比丘の所有物に関する規則である。三衣や鉢などの所有を許されている物でも、余分に所有することや、不正な入手が禁止され、金銀のごとく所有を禁止された物の所有、売買、交易の禁止などが規定されている。例えば、第一条長衣戒には、比丘は余分な衣を禁ぜられているので、「長衣」（余分な衣）を持つていて十日を過ぎると捨墮罪を犯すことになる。その場合、長衣は僧伽に提出し（捨す）てしかるのち波夜提の

懺悔をするのである。この懺悔は僧伽に対してなす必要はない。（僧残罪とはこの点が異なる）、二・三人の比丘の前に懺悔をなせば許される。なお捨した物は懺悔がすんだ後で本人に還付されるのが原則である。本人はそれを罪に触れないように適宜に処分する。ただし金銀錢宝のごとく所有を全く禁止している物は還付されない。

第五は波逸提法である。『四分律』『五分律』『十誦律』などでは九十条、『パーリ律』や『僧祇律』は九十二条ある。条文が多いために諸資料の間かなりの相違が見られる。ここには妄語や両舌などの道徳で禁止されること、僧伽の秩序に従わないこと、食物や衣の入手の規則など、種々の問題が含まれている。これを破ると懺悔が課せられる。他の比丘の前で懺悔をすればその罪は許される。懺悔をしてもなおその罪を追求することはない。

第六は波羅提提舍尼、四条である。波羅提提舍尼は「対首懺」とも訳され、一人の比丘前に自己の罪を告白懺悔して許される場合である。これはすべて食物に関する条文である。受くべきでない食物を受けて食べてしまつてから気がついた場合の懺悔である。罪は波逸提よりもさらに軽い。

第七は衆学法である。『四分律』では百条、『五分律』では百一条、『パーリ律』は七十五条、『僧祇律』は六十六条など諸律間の不一致がある。衆学法は乞食の仕方や、説法の仕方、そのほか行儀作法に関する規則を集めたものである。破つても心中で懺悔をすればよい。

第八は減諍法、七条である。これは僧伽に諍いが生じた場合に、僧伽の長老比丘はこの七種の減諍法によって遅滞なく諍いを解決しなければならない。もし長老比丘たちが解決方法を誤つた場合に、悪作罪（おさ）になることを示したものである。^{（5）}

大乘の『大般涅槃經』卷十九に懺悔が慚愧とともに説かれている。父王を殺すという五逆罪の一つを犯し、阿鼻地獄におちる自らの運命に恐れおののき、救いを求める阿闍世王のところに耆婆という名医がきて語るに。

「善き哉、善き哉。王罪を作ると雖も心に重悔を生じ、懺愧を懷く。諸仏世尊は常に是の言を説きたもう。二つの白法有して能く衆生を救う。一には慚、二には愧なり。慚とは自ら罪を作らず、愧とは他を教えて作らしめず。慚とは内自ら羞恥し、愧とは発露して人に向う。慚とは人に羞じ、愧とは天に羞ず。是れを懺愧と名づく。

懺愧無き者は名づけて人と為さず、名づけて畜生と為す。懺愧有るが故に則ち父母師長を能く恭敬す。懺愧有るが故に父母兄弟姉妹有りと説く。善き哉、大王よ。具さに懺愧有り」⁽⁶⁾

耆婆が言うには、王は罪を作ったけれども心に重悔を生じ懺愧をおもちです。大王よ、諸仏世尊はこのように説いておられます。衆生を救う二つの白法（善行）がある。一つは慚、一つは愧である。慚とは自分が罪を作らないこと、愧とは他人に罪をつくらせないことである。慚とは自分の心に恥じること、愧とは天に対して恥じることである。これを懺愧という。懺愧のないものは人と呼ばれず、畜生と呼ばれる。懺愧あるがゆえに父母や先生年長者を敬う氣持が生じ、懺愧あるがゆえに父母兄弟姉妹の区別ありと説くのであると。結構です。大王よ、あなたは立派に懺愧をおもちです。耆婆はさらに語る。

「大王よ、且らくお聴き下さい。私は仏が説かれるのを聞いたことがあります。智者に二有り。一は諸の惡を作らず。二は作っても已に懺悔す。愚者に亦二ある。一は罪を作り。二は覆藏す。先に惡を作ると雖も、後に能く発露す。悔いて、已に懺愧し、更に敢えて作らず。猶し濁水に明珠之を置くが如し。珠の威力を以って水即ち清と為る。烟雲除けば月則ち清明となる。惡を作り能く悔いる亦復、是の如し。王若し懺悔し、懺愧を懷けば、罪即ち除滅す。清淨

なること本の如し。⁽⁷⁾

仏が説かれるには、智者に二種類ある。一つは全く悪を作らない人。一つは悪をつくっても懺悔する人である。愚者にも二種類ある。一つは罪をつくる人、一つは罪をつくって隠す人である。先に悪事をおこなっても、あとでそれを告白し、反省して慚愧し、二度とそれをくりかえさなければ、ちょうど濁り水に明珠を入れたのと同じです。明珠の力で水が澄んできます。雲が消えて、月が清らかに輝きわたるのと同じです。悪をおこなっても、懺悔をすれば、これと同じことです。王も懺悔し、慚愧の念をおもちになれば、罪は消えてもどのように清らかになります。⁽⁸⁾

罪をつくって隠す人には煩惱がつきまとうが隠さない人には煩惱がつきまとうない。告白懺悔することにより煩惱がつかない。もし罪をつくったら、それを隠してはいけません。隠されなければ、罪は軽くなる。さらに慚愧すれば罪は消滅するのである。⁽⁹⁾

『涅槃経』に説かれる懺悔は慚愧と関係が深いことが示されている。深い慚愧心をもって懺悔すれば罪が清められる。このような懺悔には罪を浄化する力がある。先に述べた「波羅提木叉」における犯戒の罪の懺悔より、さらに進んで、罪業の消滅にたいする祈りともいえる懺悔へと発展している。この点が大乗仏教において懺悔が修行方として重要視されるに至る所以であろう。

大乘の『梵網経』下巻にも懺悔が説かれている。すなわち、「菩薩戒を受戒せんと欲する者は、仏菩薩の形像前において自誓受戒し、当に七日、仏前に懺悔すべし」と述べ、仏菩薩の前に至心に過去の罪過を懺悔すべきことを説いている。⁽¹⁰⁾そして、さらに菩薩戒を受ける作法を示している。その際、和上（和尚）と阿闍梨は七遮罪（七逆罪）があるか否かを問い、今生で七遮罪を犯した者には菩薩戒を授けてはならないという。ここにいわれる七逆罪とは、出仏

身血・殺父・殺母・殺和上・殺阿闍梨・破羯磨轉法輪僧・殺聖人である。

ただし、「十戒」（十重）を犯している者には「教えて懺悔せしめ、仏菩薩の形像前に在りて、日夜六時に十重、四十八輕戒を誦せしむ」とあり、大乘戒である「十重禁戒」と「四十八輕戒」を誦して、仏菩薩の前に懺悔すべきことを示している。⁽¹¹⁾

『梵網經』は羅什（三三四―四一三年）の訳出となっているが、実際はそうではなく、五世紀に中国で述作されたと見られている。⁽¹²⁾

曇無讖（三八五―四三三年）が『涅槃經』を訳したのが四一一年とされているから、五世紀には『涅槃經』も中国に流布していたと考えられる。したがって、五世紀の中国において、懺悔に関してこのような新しい理解と認識があったことが知られる。

「大乘」という言葉を最初に掲げたのは、一世紀に成立した『八千頌般若經』であるが、それよりも前、おそらく西曆紀元ころから、原始大乘經典といわれるような多くの經典が作られた。⁽¹³⁾ この原始大乘經典の中に『三品經』という經典が存在し、その成立は紀元前に遡るともいわれる。しかし、残念ながら早く散佚して現存しないのである。だが、後漢の靈帝（一六八―一八九年）の時に安玄と嚴仏調によって訳出された『法鏡經』にこの『三品經』のことが言及されており、在家菩薩が塔寺（廟）に詣でる前に懺悔して心をきよめることを説き、「三品經」を誦して、悔過を行うことが述べられている。⁽¹⁴⁾

ここに言われる「三品經」とは懺・隨・勸の三品行を説く經典をさすものと考えられ、しかも諷誦に便利な小篇の

經典として、竺法護が三〇三年に訳した『舍利弗悔過經』（一巻）が得られる⁽¹⁵⁾。『舍利弗悔過經』には懺悔について次のように説かれている。すなわち、

釈尊が靈鷲山において、千二百五十人の比丘と千人の菩薩と共におられた時、舍利弗が仏道を求める者がもし前世に悪を作せば、どのように悔過すべきでしようかと問うたのに答えられて、阿羅漢道・辟支仏道・仏道を求める者、去來の事を知らんと欲する者は、昼夜六時に澡漱し衣服を整え叉手して十方を礼拝し、次の「悔過の文」を語るべきであると説示される。その大要は、

「私が過去無數劫以來犯した過惡、今世において犯した姪姪・瞋恚・愚癡、仏・法・比丘僧を知らず、善惡を知らず、身・口・意に過惡を犯し、仏を害せんと欲し、經道を嫉惡（誹謗）し、比丘僧を闘わし、阿羅漢を殺し、父母を殺し、身三・口四・意三（の十惡）を犯し、（即ち）自ら殺生し人に教えて殺生させ、人の殺生を見て喜び、自ら盜を行じ人に教えて盜ませ、人の盜むを見て喜び、自ら人を欺き……自ら兩舌し……自ら罵詈し……自ら妄言し……自ら嫉妬し……自ら貪飡し……自ら信せず人に教えて不信ならしめ、人の不信を見て喜び、作善得善・作惡得惡を信ぜずして人の作惡を喜び、自ら仏寺中の神物もしくは比丘僧の財物を盜み、人に教えて盜ませて喜び、自ら稱を軽くし剋^{はかり}を小さくし尺を短かくして人を欺いて損害を与え、他人がそうするのを喜び……泥犁・禽獸・辟荔・人などの五道に生まれて過惡を犯し、父母に孝ならず、師に孝ならず、善友を敬わず、善き沙門道人を敬わず、長老を敬わず、父母を輕易し、阿羅漢道を求める者・辟支仏道を求める者を輕易し誹謗し嫉妬し、仏道を見ては非なりと言ひ、惡道を見ては是なりと言ひ、正を見ては不正と言ひ、不正を見ては正と言ひ、私が作したこれらの過惡を十方諸仏にたいし懺悔いたします。願わくは私をして今世にこのような過殃^{こうわ}を被らざ

らしめんことを。十方諸仏に哀（愍）を求めます所以は、仏はよく洞視徹聴しておられるからで、仏前においては欺くことはできません。私は決して過惡を覆藏せず、今より後はすべて犯しません」⁽¹⁶⁾

以上のように『舍利弗悔過經』の懺悔の文は、過去無數劫以来のあらゆる過惡を十方諸仏にむかつて懺悔するものであり、しかも自己の罪惡を隠すことなくあらわに告白することで終っている。十方諸仏にたいして懺悔するのは、十方世界に現在するという「現在他方仏」の思想を前提としている。過去無數劫以来の自分の行為を「よく洞視徹聴したもう」諸仏が十方に現在する。しかも諸仏は大慈大悲の救済者であるから、その諸仏に発露懺悔すれば、諸仏の哀愍の力によって大きな利益が与えられると見なされている。この經には懺悔の功德が強調されている。三惡道に墮ちたくない者、辺地に生まれたくない者……女身を転じて男子になりたい者、四沙門果を得たい者、辟支仏の悟りを得たい者、去來の事を知りたい者、仏道を得たい者は懺悔すべきであるという。

「それ天下の阿羅漢・辟支仏を供養すること千歳ならんも、悔過經を持して昼夜各三（時）に過読すること一日に如かず。その福を得るや、天下の阿羅漢・辟支仏に供養するに勝ること、百倍千倍万倍億倍なり」⁽¹⁷⁾

という文で『舍利弗悔過經』は結ばれている。

同じく竺法護が訳した『郁迦羅越問菩薩行經』にも「當に三品法經を調誦し、一切諸の惡行を棄つ」と「三品經」を説いており、『大宝積經』「郁伽長者會」では「三分を修行し、三分法を誦し、專心に諸の不善業を悔過し」と述べられている。また、チベット訳『郁伽長者會』にも「三章より成る經説」（「三品經」）を讀誦すべきである」とある。⁽¹⁸⁾

この經は『シクシャーサムムチャヤ』（Śikṣasamuccaya）に、「また聖郁伽長者所問經にも、夜に三度、昼三度、淨

めのために、清浄なる衣を着て、三品経を誦することが説かれている」と語られている。さらに、「三品」とは「悪業の懺悔」(papadesana)、「福業への随喜」(puṇyānumodana)、「諸仏の勧請」(buddhādhivesana)であるとされていることによって、この三品の原語を知ることができる⁽¹⁹⁾。

漢訳『大乘集菩薩学論』巻二一には「又、最上問経（『聖郁伽長者所問経』）に云わく、昼夜六時に新浄衣を著し、諸仏を礼敬し、常に尊重を生じ、次第に修作し、普賢行を成ず。又、三聚経に説かく、頭面接足して諸仏を礼敬し、即ち能く一切の罪垢を懺除す。三聚とは、懺悔・勧請・福を随喜する等を謂う⁽²¹⁾。」とある。ここに「普賢行を成ず」とあるのは、『華嚴経』の「普賢菩薩の行願」を指すと見られ、懺悔・随喜・勧請等によって普賢の行願を達成せんと欲するの意であろう。

『四十華嚴』の「普賢行願品」には、普賢菩薩の「十種广大行願」が説かれる。1 礼敬諸仏、2 称讚如来、3 広修供養、4 懺悔業障、5 随喜功德、6 請転法輪、7 請仏住世、8 常随仏学、9 恒順衆生、10 普賢廻向である⁽²²⁾。この中、4 は『三品経』の「懺悔」に、5 は「随喜」に、6 と7 とは「勧請」に当ると見られ、『三品経』の三法が發展して『華嚴経』の十大願になったと考えられている。普賢の十大願の中でも、第四の「懺悔業障」が中心であるとされる。すなわち菩薩心をおこしても、業障があるとそれに障えられて修行は進まない。しかも自己にいかなる業障があるか自己には分らない。そのために菩薩には業障にたいする深い怖れがある。その業障を懺悔によって浄化せんとするのである。『三品経』の懺悔が、『華嚴経』にも取り入れられて、行法として深化しているのである⁽²³⁾。

ちなみに、この「普賢行願品」の最後におかれている「普賢行願讃」の偈中にある「我昔所造諸悪業 皆中無始貪

瞋癡 從身語意之所生 一切我皆懺悔⁽²⁴⁾」は、礼仏の際の「懺悔文」として大変有名なものである。梵本には、「貪りや瞋りや愚かさのゆえに、身と語と同じく意によって私が悪を作した、そのすべてを私は懺悔します⁽²⁵⁾」とある。

『華嚴經』『十地品』(『十地經』)の注釈とされる『十住毘婆沙論』⁽²⁶⁾には懺・勸・隨・廻の四悔——廻向が加わっただけでなく隨喜と勸請の順序が逆になる——が説かれる。「除業品」の初めに、「但だ阿弥陀仏等の諸仏を憶念し及び余の菩薩を念じて阿惟越致を得るや。更に余の方便有りや」、信方便の易行のほかに、不退の位に到る方便はないのかという問いに、「阿惟越致を求める者は、但だ憶念し、礼敬するのみに非ず、復た応に諸の仏所に於いて懺悔し、勸請し、隨喜し、廻向すべし⁽²⁷⁾」と答え、懺悔・勸請・隨喜・廻向の四悔(四悔過、四品行)は、菩薩が不退の位に到る方便であると説いている。先ず、懺悔から説き明かされるが、その中には、「仏は自から懺悔の法を説きたもう。若し菩薩は罪を懺悔せんと欲せば、応に是の言を作すべし⁽²⁸⁾」とあり、「懺悔の文」⁽²⁸⁾が示される。

「……我れ今身口意を以って頭面に現在の諸もろの仏足を礼す。諸仏は知者、見者にして、世間の眼、世間の燈なり。我れ無始の生死より已来起こす所の罪業あつて貪欲・瞋恚・愚癡のために逼められる故に、或るいは身口意に多く衆惡を作り、或るいは惡心を以って仏身より血を出し、或るいは正法を毀滅し、衆僧を破壊し、真人・阿羅漢を殺す。或るいは自から十不善道を行じ、或るいは他を教えて行ぜしめ、或るいは復た隨喜す。若しは衆生に愛語せざること有り、若しは斗秤を以って欺誑^{ぎやう}して人を侵し、諸もろの邪行を以って衆生を悩乱す。或るいは父母に孝せず、或るいは塔物及び四方僧物を盜む。仏の説く所の經戒を或るいは毀破すること有り、和尚、阿闍梨に違逆す。……今、是の罪を以って現在の諸仏、知者、見者、証者の所に於いて尽く皆な発露して敢えて覆藏せず、今より以後敢えて復た作さず、……過去・未來・現在の諸もろの菩薩にして仏道を求める者は、惡業の罪を懺悔するに、

已に懺悔し、今に懺悔し、当さに懺悔するが如く、我れも亦た是の如く惡業の罪を懺悔して、敢えて覆蔵せず、後に復た作らざらん。⁽²⁹⁾

自らの罪として三毒の煩惱のためにあらゆる衆惡をつくり、五逆謗法、十不善道、世間における人間の道にもとり、僧伽や阿闍梨のように尊ぶべきものにそむく、このような罪を覆いかくすことなく発露懺悔することが、懺悔であると説くのである。しかも、仏の前で公に、このような自らの罪を懺悔することは、非常に恥しいことである。これが後に自ら惡をなさないようにすることになるのである。⁽³⁰⁾

以上に見てきたように、大乘仏教において、罪というものにたいするより深い自覚のもとに、「懺悔滅罪」、懺悔の功德によって一切の罪業を滅して清らかになることが願われ、懺悔の意味するものも、滅罪の祈りへと変わっていったと理解される。

註

- (1) 懺悔の語義、原語については、平川彰著作集第七卷『浄土思想と大乘戒』「懺悔とクシャマ」に詳細に論じられている。なお懺悔の原語を「クシャマ」(Kṣama)とするのは適切でないといわれる。
- (2) 中村元選集、第一七卷『原始仏教の生活倫理』一二五—一二七頁参照
- (3) 中村元『仏教語大辞典』四九七頁
- (4) 平川前掲書、四四六、四四七頁
- (5) 「波羅提木叉」については、平川彰著作集第十一卷『原始仏教の教団組織』、同第十四卷、十五卷、十六卷『二百五十戒の研究』I、II、III、同著『インド仏教史』を参照
- (6) 大正十二卷、四七七頁中下
- (7) 同、四七七頁下

- (8) 定方晟『阿闍世のすくい』四一―四三頁参照
- (9) 大正十二卷、四七七頁下
- (10) 大正二四卷、一〇〇六頁下
- (11) 大正二四卷、一〇〇八頁下
- (12) 水野弘元『新仏典解題事典』一一三頁
- (13) 梶山雄一、大乘仏典22『親鸞』三三四頁
- (14) 平川彰著作集第三卷『初期大乘仏教の研究1』、二二八頁
- (15) 静谷正雄『初期大乘仏教の成立過程』一二二頁。『菩薩藏經』一卷(大正二四)、『大乘三聚懺悔經』一卷(同)が『舍利弗悔過經』の異訳とされているが、『舍利弗悔過經』と比べて、これら二本は分量がほぼ二倍であり、これら三本間にも不一致の部分があって成立年代や伝承系統を異にしたことを相知させる。(静谷同書一二二頁)

- (16) 大正二四卷、一〇九〇頁上中(静谷同書、一二七、一二八頁参照)
- (17) 同 一〇九一頁中
- (18) 大乘仏典9『宝積部經典』二七〇頁
- (19) 平川前掲書、二一八頁
- (20) 『大乘三聚懺悔經』?
- (21) 大正三二卷、一三〇頁中
- (22) 大正一〇卷、八四四頁中
- (23) 平川前掲書、四四三、四四四頁
- (24) 大正一〇卷、八四七頁上
- (25) 講座大乘仏教3『華嚴思想』一四四頁
- (26) 厳密には『十地經』の注釈とはいえない。『十地經』のみの注解ではない。(瓜生律隆真『龍樹』八七頁)
- (27) 新国訳大蔵經『十住毘婆沙論』一〇九頁
- (28) この文は『菩薩藏經』の懺悔文とよく一致する。しかし『菩薩藏經』では懺・随・勸廻の順序を取り、龍樹と異なる。

懺悔と祈り（島 義徳）

（静谷前掲書、一三四、一三五頁）

（29） 新国訳大蔵経『十住毘婆沙論』一一一、一二二頁

（30） 武邑尚邦『十住毘婆沙論研究』一二九頁